

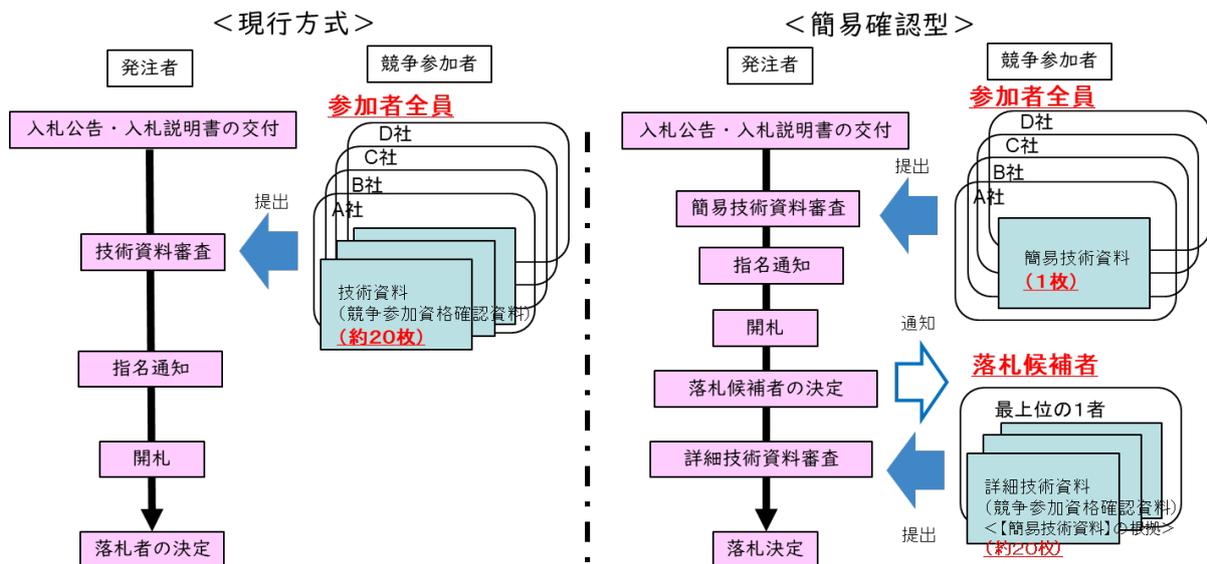
# 簡易公募型競争入札（簡易確認型）の運用（案）

## 1. 概要

指名競争入札方式を除く業務発注方式では、競争参加者が数十枚に及ぶ申請資料を作成する必要があり、また、これに係る発注者の技術審査等、受発注者双方の事務負担が課題となっているところである。

「簡易確認型」では上記の課題に対応するため、評価に係る申請資料の提出を、競争参加者の自己申告による「簡易な資料」の提出に留め、開札後に、落札候補者に対してのみ、「詳細な資料」の提出を求め内容を確認する方式である。

「簡易確認型」を簡易公募型競争入札で発注する業務で試行し、落札候補者以外の者及び発注者の事務負担軽減の効果を検証する。



## 2. 試行対象

業務種別： 全ての業務種別（土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務）に適用。

発注方式： 令和4年度補正予算成立以降に簡易公募型競争入札方式で発注する全ての業務に適用。

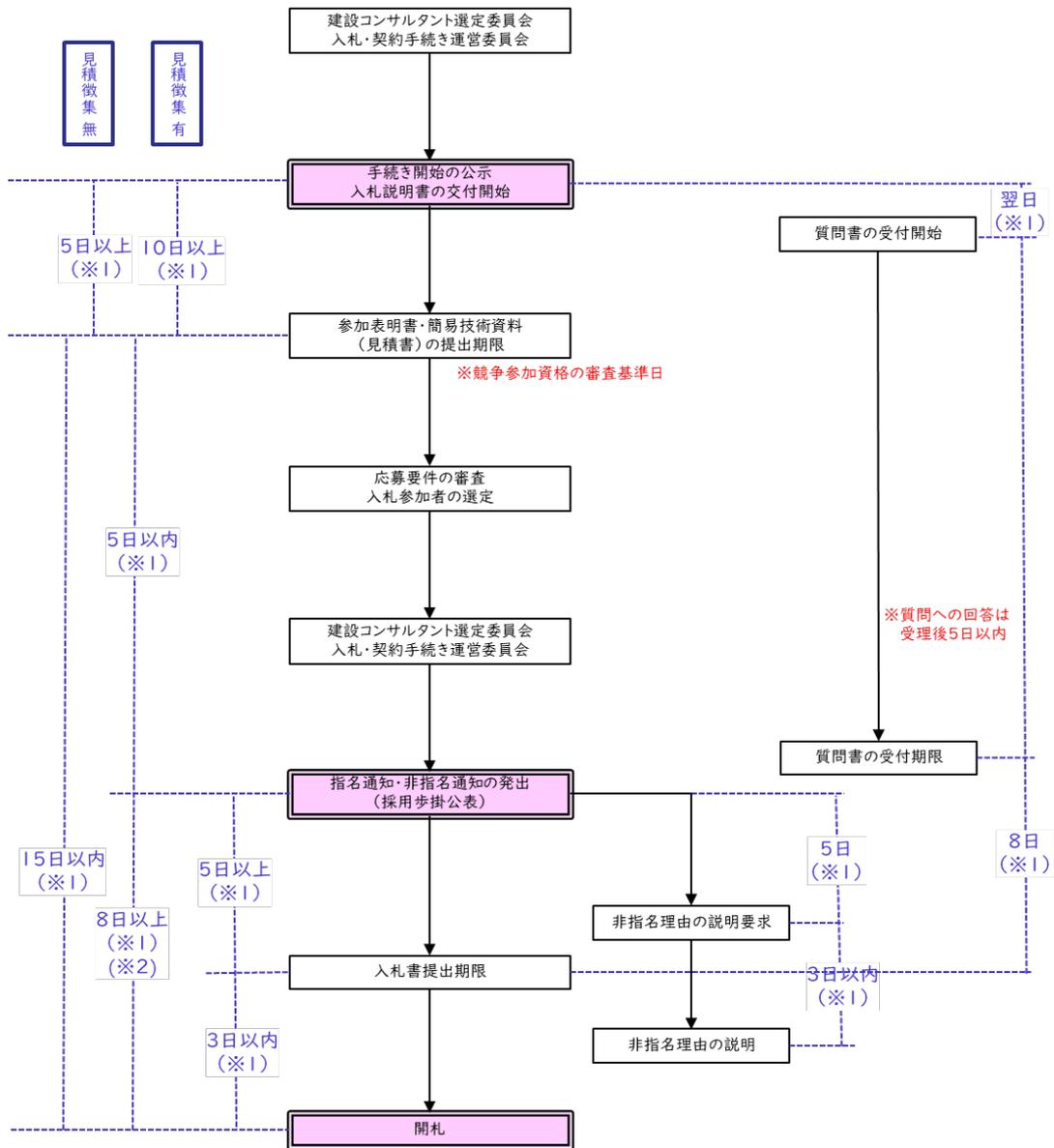
## 3. 手続きの方法

(1) 手続きのフロー

(次ページ)

# 簡易公募型競争入札【簡易確認型】の手続き

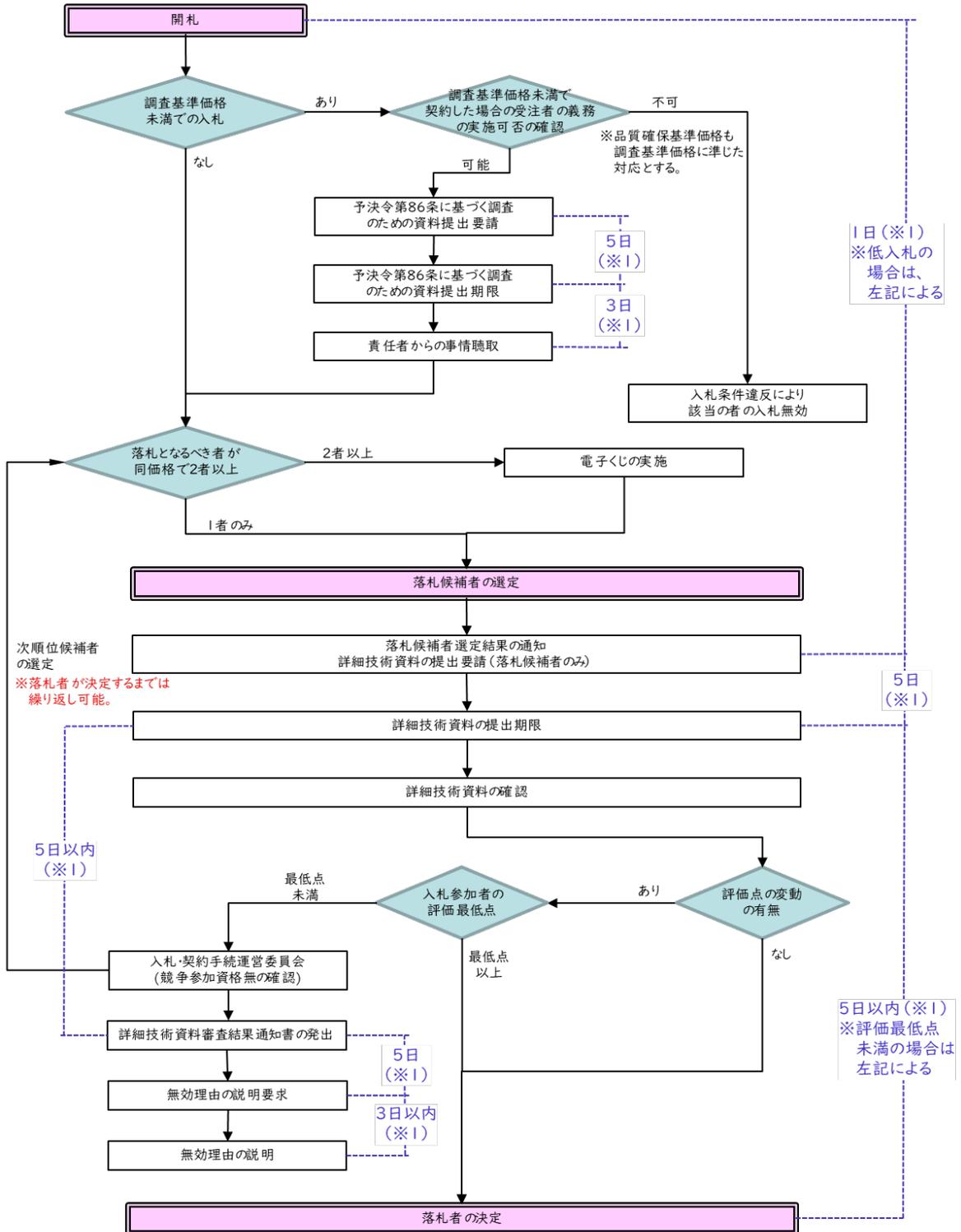
## ① 公示 ~ 開札



※1 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号)第1条に規定する行政機関の休日は日数に含まない。  
 ※2 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合には、必要日数を確保して延長する。

# 簡易公募型競争入札【簡易確認型】の手続き

## ② 開札 ~ 落札決定



## (2) 各手続きの詳細

### 1) 公示、入札説明書の交付

- ・公示及び入札説明書には、「簡易確認型」の試行業務である旨の記載を行う。
- ・また、詳細技術資料を求める者について、入札価格の最低価格を入札した者（ただし、落札となるべき同価格の入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を定める）1者のみとするが、詳細技術資料を確認した結果、競争参加資格を満たさない場合は、当該者の入札を無効とし、再度、詳細技術資料を求める者の選定を行い、落札者が決定するまで繰り返し可能である旨の記載を行う。
- ・簡易確認型の概要を地整 HP に掲載（TOP>・・・）するので、入札参加に周知するため、入札説明書に当該HPのURLを掲載する。

### 2) 参加表明書及び簡易技術資料の提出

- ・入札参加希望者に対し、指名されるために必要な要件を満たしていることを誓約した「**参加表明書（別添1）**」の提出を求める。
- ・また、「**参加表明書（別添1）**」と併せ、入札参加希望者が自己申告によって評価点を記載する「**簡易技術資料（別添2）**」の提出を求める。
- ・『一括審査方式』で業務発注を行う場合には、参加を希望する業務毎に、「**参加表明書（別添1）**」と、「**簡易技術資料（別添2）**」の提出を求める。

### 3) 入札契約手続き運営委員会（簡易技術資料提出後）

- ・参加資格要件の確認結果及び入札参加者の選定結果について審議する。
- ・参加資格要件の確認は、以下に示す①～③が確認された場合に、参加資格要件を満たす者と判断する。
- ・入札参加者は、参加資格要件を満たす者のうち、評価点の高い者から10者を選定するが、評価点が同点で10位の者が複数の場合は、同点の者すべてを選定する。
- ・参加者が10者未満の場合は、参加資格要件を満たす者すべてを入札参加者として選定するものとし、入札参加者が1者のみであっても入札を行うことが出来る。
- ・『一括審査方式』で業務発注を行う場合であっても、入札参加者の選定は、業務毎に上記に基づき実施するものとし、各業務に参加する者が重複しても良い。

#### ■入札参加資格の確認

下記が確認された場合は「参加資格要件を満たす者」とする。

- ①参加表明書及び簡易技術資料が提出されている。
- ②参加表明書に「入札説明書の指名されるために必要な要件に定める各条件を満たしている」の記載がある。
- ③社名から下記事項を確認し問題がない。
  - a) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない。

- b) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における〇〇業務に係る令和〇・〇年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- f) 資本関係及び人的関係に関する要件として、参加表明書を提出しようとする者の間に入札説明書に示す項目のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ■入札参加者の選定

- ・「簡易技術資料」に基づき、入札参加者を選定するための評価を行う。
- ・各評価項目に、未入力や複数入力がある場合、その項目は評価しない。  
（当該評価項目については0点として評価する。）
- ・評価項目のうち、企業の業務成績、配置予定技術者の業務成績は、発注者が確認・評価する。ただし、中部地方整備局が発注する業務の受注実績の無い場合もあるため、他機関における同種・類似業務等の実績の有無等、評価に係る内容を「簡易技術資料（別添2）」にて確認する。
- ・「簡易技術資料（別添2）」の評価に、企業の業務成績、配置予定技術者の業務成績の評価を加えた点数を、入札参加者を選定する評価点とする。

#### 4) 指名通知

- ・ 3) の審査結果を踏まえ、入札参加希望者に対し電子入札システムにより指名／非指名通知を行う。
- ・ 非指名の者に対し、電子入札システムの入力欄で、3) の審査結果に基づく評価点を通知する。

**非指名業者**：審査の結果、貴社の評価点は、●●点で他社が優位であったため。

【指名されるために必要な要件を満たしていない場合は以下】  
審査の結果、貴社は指名されるために必要な要件を満たしていないため。

- ・ 紙入札を希望する者に対しては、上記に準じた対応を行うこと。

#### 5) 開札及び落札候補者の選定

- ・ 4) で指名した者で入札を行う。
- ・ 入札価格により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を「落札候補者」とする。なお、最低の価格の者が複数の場合は、くじにより1者を選定し「落札候補者」とする。
- ・ 調査基準価格または品質確保基準価格未滿で入札が行われた場合には、「落札候補者」を選定する前に、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の履行の可否の確認等を行うこと。
- ・ 調査基準価格または品質確保基準価格未滿で入札が行われた場合には、確認作業が完了するまでの期間は開札を保留とし、保留通知時に、保留理由として「本件は入札額が調査基準価格（品質確保基準価格）を下回る金額であったため」として入札参加者に周知する。
- ・ 「落札候補者」となった者に対し、以降6)～8)に示す詳細技術資料の確認を行い、当該「落札候補者」の入札を無効とした場合には、再度、「落札候補者」の選定を行うことが出来る。
- ・ ただし「落札候補者」の選定は、落札者が決定するまで繰り返し可能とするが、選定した全ての「落札候補者」の入札が無効となった場合は、「不落」とする。
- ・ 開札～落札決定までの期間は落札決定を保留とし、保留通知時に、保留理由として「落札候補者の詳細技術資料を確認しているため」とすることで、落札候補者以外の者に対しては、他社が落札候補者となったことを周知する。
- ・ 「一括審査方式」にて発注する場合は、開札した業務の「落札候補者」を選定するまで、次に開札する業務の「落札候補者」を選定してはならない。なお、「落札候補者」に選定された者が、事後に開札する別業務に参加している場合は、当該「落札候補者」が行う別業務の入札を無効として扱う。（1者1件を上限とする。）また、「落札候補者」が審査の結果、落札者とならなかった場合も、別業務の入札は無効のままとする。
- ・ 上記により、再度の「落札候補者」選定を行う必要が生じた場合は、既に別業務に、「落

札候補者」に選定されている者が行った入札は、再選定時に無効として扱う。

#### 6) 落札候補者選定結果の通知・詳細技術資料の提出依頼

- ・落札候補者に対しては、「**詳細技術資料提出依頼書（別添3）**」を電子メールで送付し、「詳細技術資料」の提出を依頼する。
- ・契約担当課はメール送付後に、送付した旨を電話で落札候補者に連絡すること。

#### 7) 詳細技術資料の提出

- ・詳細技術資料は「**詳細技術資料提出依頼書（別添3）**」の発出から5日（行政機関の休日は含まない）後を期限として提出を求める。
- ・詳細技術資料は従来の競争参加資格確認資料と同様とし、電子メールで提出すること。
- ・落札候補者はメール送付後に、提出した旨を電話で契約担当課に連絡すること。
- ・契約担当課は提出のあった詳細技術資料を発注担当課へ渡すこと。

#### 8) 詳細技術資料の確認

- ・提出された「詳細技術資料」は発注担当課において、参加資格要件を満たしているか確認するとともに、「簡易技術資料」の評価点と相違がないことを確認する。
- ・評価点の確認は評価項目毎に行うこととし、「簡易技術資料」と「詳細技術資料」の評価点に相違がある場合は、評価項目毎の「簡易技術資料」の評価点を上限として評価する。（詳細技術資料に基づき評価点を減点することはあるが、加点はしない。）
- ・発注担当課は確認結果を契約担当課に電子メールで報告する。
- ・「詳細技術資料」の確認は提出期限から5日（行政機関の休日は含まない）後を期限に実施する。（落札候補者1者に係る日数を5日とし、複数となった場合は各々で5日）

#### 9) 入札契約手続き運営委員会（詳細技術資料提出後）【必要な場合のみ】

- ・「詳細技術資料」を確認した結果、「落札候補者」が参加資格要件を満たさない場合、又は、以下の全てに該当する場合に、「落札候補者」の入札を無効とする。これに該当する場合は、入札契約手続き運営委員会において審査する。
  - ① 「簡易技術資料」と「詳細技術資料」の評価点に相違がある場合
  - ② 参加者数多数で、全参加者の中から評価点により入札参加者を選定している場合
  - ③ 「詳細技術資料」の評価点が、選定した入札参加者の最低点未満となる場合
- ・入札契約手続き運営委員会において、当該「落札候補者」の入札を無効とした場合は、再度、5) 落札候補者の選定を実施する。

#### 1 0) 落札者の決定

- ・ 5) ～ 9) を実施し「落札候補者」を、落札者として決定する。
- ・ 落札決定を行うことにより「落札候補者」を含む全ての入札参加者に通知する。
- ・ 9) により「落札候補者」の入札を無効とする場合は「**詳細技術資料審査結果通知書（別添4）**」により、電子メールにより送付する。

#### 1 1) 入札結果の公表

- ・ 公表する資料は、これまでと同様とする。
- ・ 評価点を記載する「指名業者選定表」は、以下のとおりとする。
  - ①落札候補者 : 詳細技術資料による評価
  - ②落札候補者以外: 簡易技術資料による評価
- ・ 5) ～ 9) を実施した結果、落札候補者の入札を無効とした場合は、「入札調書」に「無効」と記載すること。

#### **4. 不誠実行為（技術資料の虚偽記載等）の確認**

以下のいずれかに該当する場合、指名停止措置要領に基づく措置を行うことがある。

- ・ 簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合（根拠もなく全ての評価項目を満点に設定したと見受けられる等）は、後日、詳細な資料の提出を求めたうえでヒアリングを行い、ヒアリングの結果、過失ではなく、虚偽の記載をしたことが確認された場合。
- ・ 詳細技術資料の提出を拒否した場合。

#### **5. その他**

「簡易技術資料」、「詳細技術資料」については提出後の差し替えは認めない。

「詳細技術資料」の内容に不明な部分がある場合は、落札候補者に対し内容補完のため発注担当課において記載された内容に関する確認又は、追加資料の提出を依頼することが出来る。

#### **6. 試行結果の確認（アンケート）**

本試行は受発注者双方の事務負担の軽減を目的に実施するものであり、実施による効果を検証するため、後日、発注者・受注者及び業務に参加した者に対し、アンケートを実施する予定のため協力されたい。

以上

**■詳細技術資料の確認により、落札候補者の入札が無効、有効となるパターン**

以下の①～③の全てに該当する場合は、落札候補者の入札を無効とする。

- ①簡易技術資料と詳細技術資料の評価点に相違がある場合
- ②参加者多数で、全参加者の中から評価点により入札参加者を選定している場合
- ③詳細技術資料の評価点が、入札に参加した者の最低の評価点未満となる場合

【無効となるパターン】上記①～③の全てに該当する場合

企業名	順位	簡易技術資料 評価点	詳細技術資料 評価点	
A	1	30	20	無効
B	2	29		
C	3	28		
D	4	27		
E	5	26		
F	6	25		
G	7	24		
H	8	23		
I	9	22		
J	10	21		
K	11	20		
L	12	19		
G	13	18		

入札参加者

入札参加者の最低評価点であるJ社の評価点未満のため、無効

【有効となるパターン1】上記②に該当しない場合(参加者少数)

企業名	順位	簡易技術資料 評価点	詳細技術資料 評価点	
A	1	30	22	有効
B	2	29		
C	3	28		
D	4	27		
E	5	26		
F	6	25		
G	7	24		
H	8	23		
	9			
	10			
	11			

入札参加者

参加者が10者未満の参加者少数であるため、有効

【有効となるパターン2】上記③に該当しない場合(詳細技術資料評価点が入札参加者の最低評価点以上)

企業名	順位	簡易技術資料 評価点	詳細技術資料 評価点	
A	1	30	21	有効
B	2	29		
C	3	28		
D	4	27		
E	5	26		
F	6	25		
G	7	24		
H	8	23		
I	9	22		
J	10	21		
K	11	20		
L	12	19		
G	13	18		

入札参加者

入札参加者の最低評価点であるJ社の評価点以上であるため、有効

## 参 加 表 明 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 ○○事務所長 ○○ ○○ 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(又は○○支店長 ○○ ○○)

本件責任者 所 属 :

氏 名 :

担 当 者 所 属 :

氏 名 :

電 話 ① :

電 話 ② :

E-mail :

令和○年○月○日 付けで手続開始の公示のありました

令和○年度 ○○○○○○業務

に係る指名競争に参加を希望します。

なお、参加にあたり以下の内容を誓約します。

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び71条の規定する者でないこと
- 入札説明書の指名されるために必要な要件に定める各条件を満たしていること
- 簡易技術資料の内容については事実と相違ないこと

※押印は不要とする。

※電子メールで提出する場合は、本件責任者、担当者、連絡先電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。

※電話番号は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を2回線記載すること。

(ただし、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載する。)

簡 易 技 術 資 料

別添2

①配置予定管理技術者の情報

Table with 2 columns: Information (Name, Birth Date, etc.) and Required status (e.g., 必須, 該当する場合のみ記載).

②企業・配置予定技術者の情報

Main evaluation table with columns: Evaluation Item, Description, Criteria, Score, Evaluation Point, Error Message. Includes sub-sections for Enterprise and Management Technicians.

提出前に必ず確認してください。

- ※1 評価項目の詳細を入札説明書で確認のうえ「該当」欄の該当箇所に「○」をつけてください。
※2 評価点は自動入力されますので、入力は不要です。
※3 複数入力及び未入力の評価項目は評価対象としません。
※4 行や列の削除や挿入など、様式を改変しないでください。
※5 電子入力システムにより提出する場合は、エクセルデータのまま提出しても問題ありません。

これより下は、発注者で使用するため記載不要

Additional evaluation table with columns: Evaluation Item, Description, Criteria, Score, Evaluation Point, Error Message. This section is marked as unnecessary for the issuer.

令和 年 月 日

〇〇コンサルタント(株) 殿

分任支出負担行為担当官  
中部地方整備局  
〇〇事務所長  
〇〇〇〇

## 詳細技術資料提出依頼書 (落札候補者選定通知)

貴社を下記業務の落札候補者に選定したので通知する。

指名されるために必要な要件を確認するため、下記期限までに詳細技術資料の提出されたい。

案件名	令和〇年度 〇〇〇〇〇〇業務
受付期間	令和〇年〇月〇日 16時00分まで

注)詳細技術資料は、入札説明書の様式(様式一●)～(様式一●)とする。

注)詳細技術資料により、指名されるために必要な要件を満たさないと認められた場合または指名の相手方となる評価点に至らないと認められた場合は、当該案件の入札を無効とする。

注)詳細技術資料を提出しない場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

注)詳細技術資料の提出方法は電子メールとし下記に送付すること。メール送付後は電話にて提出した旨を下記窓口連絡すること。

### <窓口>

〇〇契約センター(〇〇事務所〇〇課〇〇係)

電話 : 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

E-mail : 〇〇〇〇〇〇@mlit.go.jp

令和 年 月 日

〇〇コンサルタント(株) 殿

分任支出負担行為担当官  
中部地方整備局  
〇〇事務所長  
〇〇〇〇

## 詳細技術資料審査結果通知書

貴社より提出された、下記業務の詳細技術資料を確認した結果、簡易技術資料と相違があり、指名されるために必要な要件を満たしていないため、**入札を無効**とする。

案 件 名	令和〇年度 〇〇〇〇〇〇業務
無効とした理由	評価項目の●●を確認した結果、簡易技術資料と異なる評価となったため

- 本通知に対し、無効とした理由の説明を求めることができる。
- 簡易技術資料の記載について、後日、詳細な資料の提出を求めたうえでヒアリングを行う場合がある。実施する場合は、別途通知する。

### <窓口>

〇〇契約センター(〇〇事務所〇〇課〇〇係)

電 話 : 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

E-mail : 〇〇〇〇〇〇@mlit.go.jp